

○総務省令第五十二号

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）及び国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第九十五号）等の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係総務省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

総務大臣 新藤 義孝

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係総務省令の整備等に関する省令

（官庁執務時間並休暇ニ関スル件の一部改正）

第一条 官庁執務時間並休暇ニ関スル件（大正十一年閣令第六号）の一部を次のように改正する。

第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（恩給給与細則の一部改正）

第二条 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

第三条及び第五条から第七条までの規定中「総務省人事・恩給局」を「総務省」に改める。

第八条中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

第九条中「総務省人事・恩給局」を「総務省」に改める。

第十条及び第十条の三中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

第十一条第一項中「総務省人事・恩給局」を「総務省」に改め、同条第二項中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

第十二条、第十三条及び第十五条第一項中「総務省人事・恩給局」を「総務省」に改める。

別紙第一号書式から第十六号書式及び第四十九号書式から第五十三号書式までの規定中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

別紙第五十四号書式中「総務省人事・恩給局長」を「総務省」に改める。

別紙第五十五号書式中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料

の請求手続に関する省令の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令(昭和三十一年総理府令第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

別記第四号書式中「~~総務省人事・恩給局長~~」を「~~総務大臣~~」に改める。

(旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める省令の一部改正)

第四条 旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める省令(昭和三十二年大蔵省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める内閣官房令

第一条中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

(国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正)

第五条 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令(平成十八年総務省令第四十九号)附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則(昭和三十三年総理府令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「総務省人事・恩給局」を「総務省」に改める。

別記第一号書式から第十一号書式まで及び第十八号書式から第二十二号書式までの規定中「ニシテ」を「ニシテ」に改める。

(寒冷地手当支給規則の一部改正)

第六条 寒冷地手当支給規則(昭和三十九年総理府令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条から第五条までの規定中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省

令の一部改正)

第七条 恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令（昭和四十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

別記第一号書式中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

（沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第八条 沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年総理府令

第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する内閣官房令

第一条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（失業者の退職手当支給規則の一部改正）

第九条 失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二（見出しを含む。）及び第七条（見出しを含む。）中「総務省令」を「内閣官房令」に改め

る。

（恩給年額を職権により改定する場合の手續等に関する省令の一部改正）

第十条 恩給年額を職権により改定する場合の手續等に関する省令（昭和五十四年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

（総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第十一条 総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十七年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

本則中 「人事・恩給局長
統計局長」 を「統計局長」に改める。

（特別職の職員の給与に関する法律施行令第一条の所得の額の算定に関する省令の一部改正）

第十二条 特別職の職員の給与に関する法律施行令第一条の所得の額の算定に関する省令（平成十七年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の職員の給与に関する法律施行令第一条の所得の額の算定に関する内閣官房令

第一条及び第二条中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

第三条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める省令の一部改正)

第十三条 国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める省令（平成

二十一年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令

(国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部改正)

第十四条 国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則（平成二十一年総務省令第

二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「内閣官房令」に改める。

(国家公務員退職手当法施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する省令の一部改正)

第十五条 国家公務員退職手当法施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する省令(平成二十五年総務省令第五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員退職手当法施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する内閣官房令

(国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める

省令の一部改正)

第十六条 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を

定める省令(平成二十五年総務省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定

める内閣官房令

第四条の見出し中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五条中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

別記様式第六中「~~表六~~」を「~~表六~~」に改める。

(失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令の一部改正)

第十七条 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令(平成二十五年総務省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

(総務省組織規則の一部改正)

第十八条 総務省組織規則(平成十三年総務省令第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 人事・恩給局(第七条―第十四条)」を「第二款 削除」に、「第十二款 政策統括官(第七十五条)」を「第十二款 政策統括官(第七十五条・七十五条の二)」に改める。

第一章第一節第二款を次のように改める。

第二款 削除

第七条から第十四条まで 削除

第十五条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第十六条の見出しを「（情報システム管理室）」に改め、同条第一項中「、政府共通システム基盤センター及び個人情報保護室並びに情報システム企画官二人並びに国際企画官一人」を削り、同条第二項中「の整備及び管理に関する事務（政府共通システム基盤センターの所掌に属するものを除く。）」を「（他の行政情報システムの基盤となるものを除く。）」の整備及び管理に関する事務」に改め、同条第四項から第九項までを削る。

第十七条第一項中「二人及び調査官一人」を「五人及び調査官二人」に、同条第二項中「事務を行う」を「ものを助ける」に改める。

第十八条の見出し中「、業務情報化推進室、政策評価審議室及び機動調査推進室並びに」を「及び」に改め、「及び評価監視企画官」を削り、同条第一項中「、業務情報化推進室、政策評価審議室及び機動調査推進室並びに」を「及び」に、「及び評価監視企画官それぞれ一人」を「三人」に改め、同条第二項第一号ハ(1)中「及び大学共同利用機関法人」を「、大学共同利用機関法人及び日本司法支援センター」に改め、同項第二号を次のように改め、同項第三号を削り、同条中第四項から第九項までを削り、第十項を第

四項とし、第十一項を削る。

二 前号に掲げるもののほか、行政評価局の所掌事務で他の所掌に属しないものうち管区行政評価局等に関する事。

第十八条の次に次の二条を加える。

(人材育成室及び評価活動支援室並びに企画官)

第十八条の二 企画課に、人材育成室及び評価活動支援室並びに企画官一人を置く。

2 人材育成室は、行政評価局の所掌事務に関する職員の訓練に関する事務をつかさどる。

3 人材育成室に、室長を置く。

4 評価活動支援室は、行政評価局の所掌事務に関する総合的な情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる。

5 評価活動支援室に、室長を置く。

6 企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(客観性担保評価推進室及び企画官)

第十八条の三 政策評価課に、客観性担保評価推進室及び企画官一人を置く。

2 客観性担保評価推進室は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に関する基本的事項の企画及び立案並びにその実施の調整に関する事務をつかさどる。

3 客観性担保評価推進室に、室長を置く。

4 企画官は、命を受けて、政策評価課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第二十条第一項中「十一人」を「七人」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「のうち十人」を削り、同項を同条第二項とする。

第七十五条を次のように改める。

(企画官等)

第七十五条 本省に、企画官二人、調査官七人、国際研修協力官一人、国際統計企画官一人、恩給経理官一人、恩給審理官一人、恩給相談官二人、受給・債権調査官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官

一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、統計企画管理官の職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整を助ける。

3 調査官のうち一人は、命を受けて、統計企画管理官の職務のうち重要事項についての調査、企画及び立案を助ける。

4 調査官のうち一人は、命を受けて、統計審査官の職務のうち重要事項についての調査、企画及び立案を助ける。

5 調査官のうち二人は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

6 調査官のうち二人は、命を受けて、恩給審査官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

7 調査官のうち一人は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

8 国際研修協力官は、命を受けて、国際統計管理官の職務のうちアジア太平洋統計研修所において行われる研修の実施に関する協力に係るものを助ける。

9 国際統計企画官は、命を受けて、国際統計管理官の職務のうち国際統計に関する重要事項についての

企画及び立案を助ける。

10 恩給経理官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 恩給の支給及び恩給に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。

二 恩給の支給に要する資金の交付に関すること。

三 恩給に関する事務に係る会計に関すること。

11 恩給審理官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 恩給に関する異議申立て、審査請求及び訴訟に関すること。

二 恩給審査会の庶務に関すること。

12 恩給相談官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち恩給に関する相談に関する事務を助ける。

13 受給・債権調査官は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 恩給の受給権調査に関すること。

二 高額所得のある場合における普通恩給の停止に関すること。

三 恩給の受給者の現況台帳の作成及び管理に関すること。

四 恩給の過払金の処理に関する事。

14 恩給支給官は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 恩給の支払額の計算及び通知並びに支給に係る源泉徴収に関する事。

二 恩給を受ける権利の消滅に関する事務の処理に関する事。

三 恩給の未支給金の処理に関する事。

四 恩給を担保とする貸付けに関する事。

15 情報処理調整官は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち恩給に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(恩給顧問医)

第七十五条の二 本省に、恩給顧問医を置くことができる。

2 恩給顧問医は、恩給を受ける権利の裁定に関する事務のうち医学上の専門的な知識経験を必要とするものに参画する。

3 恩給顧問医は、非常勤とする。

第二百三十三条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十七条の規定により管区行政評価局に属させられた事務

第二百四十七条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局に属させられた事務

第二百五十八条中「第二百四十七条第一号」の下に「及び第二号」を加え、「及び同条第二号イ」を「並びに同条第三号イ」に改める。

第二百六十一条第二項及び第二百六十一条の二中「第二百四十七条第一号」を「第二百四十七条第二号」に改める。

第二百六十三条第二項中「掲げる事務」の下に「及び同条第二号に掲げる事務」を加える。

第二百六十四条中「第二百四十七条第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第二百七十条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 内閣法第二十七条の規定により沖縄行政評価事務所に属させられた事務

附則第三条から第九条までを次のように改める。

第三条から第九条まで 削除

附則第十条を削り、附則第十条の二を附則第十条とする。

附則第十五条の次に次の七条を加える。

（恩給経理官の職務の特例）

第十五条の二 恩給経理官は、第七十五条第十項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 国会議員の互助年金及び互助一時金（以下「国会議員互助年金等」という。）の支給及び国会議員互助年金等に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。

二 国会議員互助年金等の支給に要する資金の交付に関すること。

三 国会議員互助年金等に関する事務に係る会計に関すること。

（恩給審理官の職務の特例）

第十五条の三 恩給審理官は、第七十五条第十項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩

給企画管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する異議申立て及び訴訟に関する事務を助ける。

（恩給相談官の職務の特例）

第十五条の四 恩給相談官は、第七十五条第十二項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。

（受給・債権調査官の職務の特例）

第十五条の五 受給・債権調査官は、第七十五条第十三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

- 一 国会議員の互助年金の受給権調査に関すること。
- 二 高額所得のある場合における国会議員の普通退職年金の停止に関すること。
- 三 国会議員の互助年金の受給者の現況台帳の作成及び管理に関すること。
- 四 国会議員互助年金等の過払金の処理に関すること。

（恩給支給官の職務の特例）

第十五条の六 恩給支給官は、第七十五条第十四項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩

給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

- 一 国会議員互助年金等の支払額の計算及び通知並びに支給に係る源泉徴収に関すること。
- 二 国会議員の互助年金を受ける権利の消滅に関する事務の処理に関すること。
- 三 国会議員互助年金等の未支給金の処理に関すること。
- 四 国会議員の互助年金を担保とする貸付けに関すること。

（情報処理調整官の職務の特例）

第十五条の七 情報処理調整官は、第七十五条第十五項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。

（恩給顧問医の所掌事務の特例）

第十五条の八 恩給顧問医は、第七十五条の二第二項に規定する事務のほか、当分の間、国会議員互助年金等を受ける権利の裁定に関する事務のうち医学上の専門的な知識経験を必要とするものに参画する。

附則第二十条の二中「第二百四十七条第二号イ」を「第二百四十七条第三号イ」に改める。

附則第二十二條を削り、附則第二十二條の二を附則第二十二條とする。

(総務省定員規則の一部改正)

第十九條 総務省定員規則(平成十三年総務省令第四号)の一部を次のように改正する。

第一條の表中

四、九六二人
一六九人
五、一三一人

を

四、八三三人
一六九人
五、〇〇二人

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。

(定員の期間別の特例)

- 2 この省令による改正後の総務省定員規則第一條の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

本 省	区 分
平成二十六年九月三十日までの間	期 間
四、九〇一人	定 員